

第2回団体交渉の議事録

2007年5月17日の第1回団体交渉に踏まえ、5月24日に第2回団体交渉において、ユニオン東京合同と、育成会理事会を代表して交渉にあたった理事会側出席者（藤原理事長・副島副理事長・松友常務理事）は以下のように確認する。

【前提として】団体交渉における議題はこの職場で働く正規及び非正規職員の全体の労働者の利害にかかわることであるので、組合は、組合員・非組合員の区別なく職員が団体交渉に積極的に参加し発言することを希望し妨げない、というスタンスで臨んでいる。

理事会側出席者は、理事会を代表するものでなければならない。持ち帰って相談してしか決められないのではなく、責任をもって交渉・判断・決断できるものが使用者側を代表して参加しなくてはならない。

日本国憲法第二十八条にある「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」という原則に踏まえ、労使は忌憚のない意見を交換し、労使対等の立場で交渉し、決定したことは双方が誠実に履行すべきものとする。」と組合は主張し、理事会側は了解した。

【要求のひとつとして】労働条件の一方的改悪は許されない。労使対等の立場で交渉に臨み、使用者側は労働条件の変更について労働者側に事前協議を申し入れられたい。事務所の移転は、労働条件の変更に該当するので、決定する事前に協議を労働者側に提案されたい。労働者への説明をしないまま定款変更の案件を議事に出した時点で、労働条件の一方的な変更の提案がされているものである。事務所移転問題は白紙に戻し、事務所機能のなをどのように解決をしたいのかという動機から説明ないし提案をされたい。

また就業規則の変更も事前に提案し協議されたい。」と組合は主張し、理事会側は主張の趣旨を了解し、また事務所の移転について白紙の状態であることを組合側に報告し、今後についての事務所のあり方について相談をする意向であることを了解した。また理事会側は、就業規則の変更も同様であることを確認した。

【要求のひとつとして】第213回・第214回・第215回理事会議事録の作成と開示をされたい。組合との団体交渉について理事会及び評議員会に正確な報告をされたい。」と主張し、理事会側は了解した。

【要求のひとつとして】事務局職員飯島勤ら代理人弁護士から育成会理事らに提出された「職員の名誉を毀損する『特別監査報告書』公表差し止め等の請求」を履行されたい。

具体的に 1. 特別監査報告書をこれ以上流布することなく、これまでに流布したものを回収されたい。また流布された範囲に対し、当該職員の弁明・抗弁の機会を与えられたい（場合によっては文書の配布の方法も可とするものである）。

2. 特別監査報告に関する調査は白紙に戻し、特別監査報告書の事実と反する点を明らかにしたうえで撤回されたい。

3. 事実と反する特別監査報告書に基づきなされた飯島勤組合員に対する事務局の職を解

くとする処分を撤回し、事実でない報告をされた職員の名誉の回復をされたい。」と組合は主張した。

また【要求のひとつとして】処分に対し弁明をする機会を理事会・評議員会で与えること。組合は、第215回理事会に飯島組合員及び全職員の出席と発言の機会を申し入れ、常務理事がその旨理事会議長に提案を行われようにされたいと要請したところ、参考人として聴取するという提案を常務理事が第215回理事会議長に申し入れ、結果として飯島組合員のみ出席ではあったが、当該の主張を発言する時間が取られたことを組合は承知している。しかし、飯島組合員の発言に対する理事会としての議事が諮られたのかどうか、処分の撤回をするのか・しないとしたのか結果について回答されたい。

また、評議員会にも同様の趣旨で飯島組合員及び全職員の出席と発言の機会を作られたい。」と組合は主張した。

【要求のひとつとして】特別監査報告を白紙に戻すことにより、専門監督委員会は解散されたい。

また特別監査チームおよび専門監督委員会の会計の取り扱いが厳格にされ、不明朗な会計である疑いを持たれないようにされたい。」と組合は主張した。

【要求のひとつとして】職場の環境・問題解決は話し合うことを大事にして、関係者が納得できるように職場に常勤する常務理事が責任をもって努力をされたい。」と組合は主張した。

【要求のひとつとして】組合は、引き続き団体交渉を行い労使の意見の隔たりを解消していきたいと要請するものである。藤原理事長・松友常務理事の不再任が決定していると聞くが、第1回・第2回に交渉された議事と確認について、正確に後任役員に伝達し、時間を費やして蓄積した合意や信頼を反古にしないようにされたい。」と組合は主張し、理事会側は趣旨を了解した。

なお組合側と職員らの要望として、特別監査報告に異議の申し立てがあり、事実誤認があるという申し入れ・事務局長の職を解くという処分への異議を申し立てているなかで、育成会の事務局の「新事務局長」を強引に着任させることは強行しないでいただきたいという申し入れをし、申し入れの趣旨については確認をした。

以上

上記は団交議事録として要点を記したものであることを確認する。

ユニオン東京合同 執行委員長 佐藤陽治
代 石川正智

理事長 藤原治

副理事長 副島宏克
常務理事 松友了